

## 郷土資料館の資料から ～ 畚(ふご)～

山中 吾朗

ワラをらせん状に回して重ねながら，間を木綿のひもでつないだ容器です。かまどで炊いたご飯を飯櫃に移し，飯櫃を畚に入れておくことある程度の保温効果がありました。また，畚にはご飯の保温とは別に，もう一つの用途がありました。それは，農作業の時に，田畑の傍に畚を置いておき，これに赤ちゃんを寝かせておくことです。炊飯器の普及で今では見られなくなりましたが，昔の人の知恵がうかがえます。



畚

## 史跡めぐり ～ 落合城跡（流木町）～

流木墓地の南東隅に小高い丘があります。この丘の周辺が戦国時代の落合城跡と言われ，「城山」という小字が残されています。落合城がいつ築かれたのか詳しいことはわかりませんが，江戸時代の記録には，天正 13(1585)年，羽柴秀吉が根来寺を攻めた時にここを陣所としたと記されています。



落合城跡

落合城は，阿間河谷と貝塚市域の木島谷の間に舌状に突き出た丘陵上の小高く聳える丘上に位置しますが，当時，木島谷の近木川流域には千石堀城・高井城・積善寺城など根来寺の出城がいくつも林立していました。秀吉はこれらの出城を瞬く間に落城させ，根来寺へ出撃して行きましたが，秀吉自身が入城したかどうかはともかく，落合城がその立地から，根来寺の出城群を攻める前線基地であったことは十分に考えられます。市内には落合城以外にも中世の城跡とされる場所が多数存在しますが，多くは全くと言ってもよい程その名残りを今にとどめていません。しかし，この落合城には堀の痕跡も認められるなど，中世の山城の

雰囲気伝える貴重な史跡です。

(やまなかごろう：郷土資料館学芸員)

## 特定外来生物の話

平田 慎一郎

みなさんは「外来生物法」という法律をご存じですか？この春ごろ、いわゆるブラックバス（オオクチバス）をこの対象に指定するかどうかの騒動が起こったことは、記憶に新しいかと思います。もっとも、この法律のくわしい内容を知っている人となると、はたしてどれほどおられるでしょうか。生きものの飼育や野外での採集は、学校の先生ならよくやられていることだと思いますが、この法律ができて以降、対象となる一部の生物の扱いには十分な注意が必要になってしまいました。今後もこれらの生物と関わる機会はあるはずですので、今回はこの法律の内容について紹介してみたいと思います。

外来生物法は、正式名称を「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といいます。そして、生態系や農林水産業、人の身体などに被害をもたらすとして、この法律中で規制対象になっている海外起源の生物が「特定外来生物」です。外来生物法自体は昨年（2004年）に公布・施行されたのですが、対象となる生物を規定した法律（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令）の施行が今年（2005年）の6月1日であったことから、つい先ごろ話題となったわけです。特定外来生物に指定されている種は40ほどありますが、この中で大阪南部で出会う可能性のある種をいくつか挙げてみます。

### <ほ乳類>

#### アライグマ *Procyon lotor* (アライグマ科)

北アメリカ原産で、テレビアニメの影響で一時期人気がありましたが、成長すると凶暴になって飼育が難しいために、たくさんの個体が捨てられてしまいました。各地で野生化しており、農林水産業に被害を与えているほか、在来生物への悪影響も心配されています。岸和田市内でも、蜻蛉池公園周辺などでの生息が確認されており、現在、駆除活動が行われています。

### <は虫類>

#### カミツキガメ *Chelydra serpentina* (カミツキガメ科)

北アメリカ原産で、一時期飼育がはやったためにたくさんの個体が輸入されました。かなり攻撃的で、大きくなると甲長49 cmにも達するために、飼いきれなくなったものが捨てられて野生化しているようです(安川, 2002)。野外での確実な繁殖記録があるのは関東地方だけですが(安川, 2002)、大阪付近でも単独の個体は頻繁に見つかっています。岸和田市内でも、2002年に岸和田城の堀で見つかったものが自然資料館へ持ち込まれており、他にも生息している可

能性は十分にあります。

### <魚類>

#### オオクチバス *Micropterus salmoides* (サンフィッシュ科)

いわずとした「ブラックバス」です。1925年に神奈川県芦ノ湖にはじめて導入されたものが逸出し、各地のため池などに侵入して、生態系や漁業に大きな被害を与えています。釣りの対象として大変人気があり、岸和田市内の大部分のため池で確認できるなど、特定外来生物に指定された魚類では、次のブルーギルとともに、おそらくもっとも身近なものだと思われます。なお、近縁のコクチバス *M. dolomieu* も同様に特定外来生物の指定を受けていますが、今のところ大阪府内からは確認されていないようです。

#### ブルーギル *Lepomis macrochirus* (サンフィッシュ科)

日本各地の湖沼やため池などに侵入し、優占種の一つとなっています。魚の卵や仔稚魚を好んで食べることが知られ、在来の魚類をはじめ、生態系に甚大な悪影響をもたらしているといわれています(中井, 2002)。1970年代以降にはオオクチバスとよく似た分布拡大を示すようになり、人間による意図的な放流の可能性が推測されています(中

井，2002）。

<無脊椎動物>

セアカゴケグモ *Latrodectus hasseltii* (ヒメグモ科)

毒グモとして一時期話題になりましたが，今回の指定も，おもに人間への被害を考慮してのものです。コンテナ等に付着して海外から運ばれてきたと考えられ，現在も岸和田市を含む大阪南部には確実に生息しています。とくに海側にある学校では，オオクチバスやブルーギル以上に身近な

特定外来生物かもしれません。毒グモといっても，クモの方から攻撃してくることはなく，直接手で触らなければ咬まれる心配はありませんが，毒自体は強いので，やはり取り扱いには十分な注意が必要です。こちらから触るつもりがなくても，例えば金属製の溝蓋を持ち上げようとして，その下に網を張っているクモに触れて咬まれてしまうというパターンは十分に考えられます。

さて，これらの特定外来生物の取り扱い上の注意点をまとめると，次のようになります。

- (1) 飼育，栽培，保管および運搬は原則禁止（研究や教育などの目的で，逃げ出さないような設備があるときは除く）
- (2) 輸入は原則禁止（許可を受けた人を除く）
- (3) 野外へ逃がしたり，植えたり，まいたりすること，販売することは禁止
- (4) 許可を受けた人が許可を受けていない人に譲り渡すことは禁止
- (5) 許可を受けて飼育するときには，マイクロチップを埋め込むなど，個体を識別できるようにすること

これらの項目をみるとわかるとおり，新たに特定外来生物をペットや鑑賞の目的で輸入したり，飼育したりすることは，今後は一切できません（今年の6月1日以前から扱っている場合は，2005年12月1日までに環境省自然環境局に申請して許可を受ければ，そのまま扱い続けることができる）。また，気をつけなければいけないのは，すでに定着している特定外来生物を野外で捕まえた場合，持って帰ることができないことです。これは上の項目の「運搬」に相当してしまうからです。そのときには，その場で逃がすか，処分するかしか選択肢はありません。学校の先生方には，生徒たちに特定外来生物を生きたまま持って帰ったり，ほかの場所へ移したりしてはいけないということを，十分に指導していただきたいと思います。ちなみに，この法律に違反した場合の罰則は，個人が懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金，法人では1億円以下の罰金という非常に厳しいものです。

なお，影響があるのかよくわからない海外起源の生物についても，一部は「未判定外来生物」に指定されており，輸入の際には事前に届け出る必要があります。こうしたことを含め，法律のくわしい内容については環境省のWebサイト

（<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html> 子ども向けのページもあり）で解説されていますので，ぜひ一度読んでみることをお勧めします。

さて，以上が外来生物法の概要ですが，みなさんはこれを読んでどうお感じになられたでしょうか。なんとも面倒な法律ができたものだと思われたかもしれません。しかし今回の法律制



カミツキガメ

定は、ただ「好きだから」、「便利だから」、「かわいそうだから」といった理由で安易に外来生物を輸入し、逃がしてきたことの結果だともいえるのです。人々がこうした態度を改めなければ、いずれ規制の対象範囲は在来種にまで拡大され、すべての生物の取り扱いに制限がかかってしまうようなことにもなりかねません。そんなことにならないよう、私たちは認識を改める必要があるのです。

(ひらたしんいちろう：自然資料館学芸員)

#### 引用文献

中井克樹(2002)ブルーギル・外来種ハンドブック(日本生態学会編), p. 119, 地人書館, 東京.

安川雄一郎(2002)カミツキガメ・外来種ハンドブック(日本生態学会編), p. 94, 地人書館, 東京.

## Information

### 自然資料館秋季特別展

#### 「太古の海のいきものたち～化石の水族館」

地球で一番最初に生命が誕生したのは、およそ 37 億年前の海といわれています。今回は、和泉山脈で発見されたアンモナイトなど、海にくらしていた生物の化石を多数展示します。

- ・会期：2005 年 10 月 18 日(火)～12 月 18 日(日)
- ・会場：きしわだ自然資料館 1 F ホール
- ・時間：午前 10 時～午後 5 時(入館は 4 時まで)
- ・入場料：おとな 400 円・中学生以下無料
- ・休館日：月曜日・月末・11 月 4 日/24 日
- ・主催：岸和田市教育委員会・(社)近畿海事広報協会

#### 自然資料館・郷土資料館の臨時休館について

自然資料館・郷土資料館は、特別展準備のため、それぞれ下記の日程で臨時休館いたします。

- ・自然資料館：10 月 14 日(金)～16 日(日)
- ・郷土資料館：10 月 4 日(火), 5 日(水)

### 郷土資料館企画展「館蔵の工芸品展」

郷土資料館で収蔵する甲冑・刀剣・馬具・漆工芸品など約 30 点を展示しています。

- ・会期：平成 17 年 10 月 2 日(日)まで
- ・会場：岸和田城天守閣 1 階展示室
- ・時間：午前 10 時～午後 5 時(入場は 4 時まで)
- ・入場料：おとな 200 円・中学生以下無料
- ・休館日：月曜日

### 郷土資料館秋季特別展

#### 「泉光寺と岸和田藩主岡部家」

岸和田藩主岡部家の菩提寺である泉光寺(岸和田市土生町)に伝わる歴代藩主の肖像画や、岡部家関係の美術工芸資料などを一堂に展示します。

- ・会期：平成 17 年 10 月 6 日(木)～12 月 4 日(日)
- ・会場：岸和田城天守閣 1 階展示室
- ・時間：午前 10 時～午後 5 時(入場は 4 時まで)
- ・入場料：おとな 400 円・中学生以下無料
- ・休館日：月曜日

お願い [fromM]は、学校教職員に 1 部ずつお配りください。担当の方はお忙しいところ申し訳ありませんが、よろしくお願い申し上げます。

【from M】では、みなさまからのご意見、ご感想、ご質問等をお待ちしています。博物館での学習、研究等に関する情報、地域の自然環境や歴史に関する面白いトピックスなどがありましたら、ぜひご投稿ください。お名前、連絡先、所属等をご記入の上、右記の宛先までお送りください。電子メールでも受け付けています。

#### 連絡・問い合わせ先

〒596-0072 岸和田市堺町 6-5 きしわだ自然資料館  
TEL: (0724) 23-8100 FAX: (0724) 23-8101  
Email: sizen@city.kishiwada.osaka.jp  
自然資料館ホームページ URL:  
<http://www.city.kishiwada.osaka.jp/sosiki/k-nature/>